

【居宅介護支援における主な指摘事項】

指摘事項	内容	件数
指定居宅介護支援の具体的取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> ・日付が記載されていない等、モニタリングの結果の記録が不十分であった。 ・モニタリングの記録等から、少なくとも一月に一回、モニタリングを実施しているのか確認ができなかった。 ・居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めている等、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性の確認が不十分だった。 ・やむを得ない理由がない場合において、サービス担当者会議を実施していなかった。等 	43
苦情の処理	<ul style="list-style-type: none"> ・重要事項説明書等に対する措置の概要や苦情申立窓口の記載をする等、利用者等の苦情に迅速かつ適切に対応するための必要な措置が講じられていなかった。等 	14
内容及び手続の説明及び同意	<ul style="list-style-type: none"> ・重要事項について、文書を交付、説明、同意が得られている事実が確認できなかった。 ・重要事項説明書と実態に相違があった。(勤務体制や職員数、実施地域等) ・重要事項説明書に変更が生じたにもかかわらず、変更後の重要事項説明書の交付、説明、同意が得えられた事実が確認できなかった。等 	12
掲示	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の見やすい場所に、運営規程の概要・勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の掲示がされていない。等 	12
記録の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・記録の保存期間は5年間とされているが、運営規程や契約書等では2年間としているものが散見された。等 	10
勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務表に記載されていない項目(勤務時間、常勤・非常勤の別・兼務関係等)があった。 ・勤務表で、兼務関係及びそれぞれの勤務時間について明確にされていない。等 	10
報酬・特定事業所加算	<ul style="list-style-type: none"> ・個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等について次年度の計画を定める等の介護支援専門員に対する計画的な研修の実施が確認できなかった。 ・算定要件の人員の配置がされていない。等 	8
利用料等の受領	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の実施地域内の居宅を訪問した場合にも、それに要した交通費の支払いを受けていた。等 	5
特定事業所集中減算	<ul style="list-style-type: none"> ・特定事業所集中減算の要件に該当するか判定した割合が、80%を超えた場合について、正当な理由に該当する場合でも、県知事あてに届出が必要だが、届出がされていない。等 	5

上記項目を含め、19の項目について指摘があった。